

御前崎市議会政治倫理審査委員会（第2回）

日 時 令和7年8月29日（金）午前11時13分開会
場 所 市役所 4階 全員協議会室

-
- 1 開会
 - 2 審査請求の適否について
 - 3 今後の進め方について
 - 4 その他
 - 5 閉会
-

○出席委員（9名）

福田 伸次 村田 明彦 小田 芳久 櫻井 勝 河原崎 恵士
植田 浩之 渥美 昌裕 阿形 昭 阿南 澄男

○欠席委員（なし）

○審査請求者

二俣 秀明 川口知幸 石川貴広

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 高塚 高寿 係長 安保 謙一 総括主任 清水 正明

[午前11時13分開会]

○**河原崎委員長** 互礼を行いますのでご起立ください。礼。只今から第2回御前崎市議会政治倫理審査委員会を開催いたします。議題1「審査請求の適否について」を議題といたします。審査請求の内容につきましては、前回の委員会において事務局より説明がありました。審査請求の適否を判断するために、審査請求者から審査請求理由をお聞きしたいと思います。本日は、審査請求者である二俣秀明議員、川口知幸議員、石川貴広議員の3名にご出席いただいております。それでは審査請求の代表者である二俣秀明議員から審査請求理由について説明をお願いいたします。

二俣議員 二俣秀明です。審査請求者を代表して審査請求理由を申し上げます。請求理由は、審査請求書に記載したとおり高田議員の一連の行動が、政治倫理規程第3条の政治倫理基準に違反する疑いがあると思われますので川口知幸議員、石川貴広議員と私の3名で、去る8月21日渥美議長へ審査請求書

を提出いたしました。それでは、高田議員の一連の行動の中で、政治倫理基準に違反する疑いがあると思われる部分についてご説明いたします。一つ目は、御前崎市議会政治倫理審査委員会の秘密会の議事に関する内容を公の場で公開したことです。高田議員は、自身の弁明書の中で秘密会の内容を出席者の誰かが外部に漏らしたかのように書いています。そのことによって、秘密会に関する調査特別委員会が設置され、秘密会に出席した関係者全員に嫌疑がかけられました。秘密会の情報漏洩は議員なら懲罰、職員なら懲戒処分が科せられる重大な事案です。秘密会の内容を誰かに聞いて書いたのか、それとも全く想像で書いたのかは高田議員にしかわからないことですが、軽々に弁明書の中に秘密会の情報を記載し、本会議場で読み上げるという行為は、まさに政治倫理規程第3条（1）・（6）に違反するものと思います。二つ目は過日、高田議員の発言の真偽を確認するための調査が実施された際、自ら名乗り出ようとした職員の口止めをして政治倫理審査委員会の審査を妨害したことです。これは、令和7年3月10日の高田議員の一般質問の内容をYouTubeで確認して、その発言内容は問題ないと答えたとされる市の職員4名の存在を確認するための調査が行われた際に、自ら名乗り出ようとした職員の口止めをして、政治倫理審査委員会の審査を妨害したものです。これは令和7年7月11日に発信された高田議員自身のブログを見れば明らかでありますので、これも政治倫理規程第3条の（1）に違反するものと思います。三つ目は、令和7年6月13日の本会議終了後、議場において特定の職員にハラスメント行為を行ったことです。この件につきましては、過日開催された秘密会の議事の内容に触れる恐れがありますので、詳細については発言を控えさせていただきますが、当時の状況から考えて明らかにハラスメント行為と判断されますので、政治倫理規程第3条（7）に違反するものと思います。四つ目は、自身のチラシ（弁明書）を町内会の回覧文書として、地域住民に回覧するように指示した疑いがあることです。これについては、過日の議会運営委員会で配布された資料（町内会長へのアンケート調査）を見れば、高田議員が指示したことは明らかです。この行為は公職選挙法に抵触するものではないかもしれませんのが、個々の議員がそれぞれの地域でこのようなことをすれば、その都度配布するか否かの判断は町内会長に委ねられ、町内会長の負担が増大することは容易に想像できます。ですから私達議員は、情報発信する際には個々の責任において新聞折り込みや、自ら主催する集会の中で議会報告を行っているのです。市が手数料を支払って回覧配布のお願いしている町内会長に、議員が個人的なチラシの配布を依頼すること自体、議員としての品位を損なう行動と言わざるを得ませんので、政治倫理規程第3条の（1）に違反するものと思われます。以上の4つが政治倫理基準に違反する疑いがあると思われる高田議員の行動ですが、何れにしても高田議員の一連の行動は、議会と市民、また議会と市職員の信頼関係を損なうものであり、同じ議員としてこれを見過ごすことはできません。この審査会で事実関係を明らかにし、御前崎市議会の信頼回復が図られることを期待して、審査請求理由の説明とさせていただきます。以上です。

河原崎委員長 審査請求理由の説明が終わりました。審査請求者への質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

河原崎委員長 質疑なしと認めます。審査請求者は退席していただいて結構です。会議を引き続き傍聴される場合は、傍聴席へ移動願います。

〔審査請求者傍聴席へ移動〕

河原崎委員長 これより審査請求の適否について決定したいと思います。今回の審査請求が本委員会で審査すべき事案か否かについてということですが、これについて、委員の皆様からご意見はありますか。

阿南副委員長 今回の件も御前崎市議会議員の資質が問われています。政治倫理基準に照らして厳正な審査をすべきと考えます。

河原崎委員長 他に意見はありますか。よろしいですか。他にないようありますのでお諮りします。今回の審査請求は政治倫理基準に照らして審査すべき事案と認め、審査に適しているものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

河原崎委員長 異議なしと認めます。よって今回の審査請求は、審査に適しているものと決定いたしました。次に議題2「今後の進め方について」を議題といたします。政治倫理規程第8条第2項において「審査会は審査を行うため必要と認めるときは、対象議員及び関係人に対し、資料の請求、事情聴取、その他必要な調査を行うことができる。」とされています。また、同条第3項において「審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。」とされています。このことを踏まえて、今後の審査の進め方について、委員の皆様からご意見を求めます。意見はありますか。

阿南副委員長 本件は、高田議員の一連の行動が審査の対象となっております。従って、審査請求者が問題としている高田議員の行動について、同議員から事情聴取をする必要があると思います。また、当該発言には第三者に関わる内容が含まれていることから、必要に応じて、関係者に対して事情聴取又はその他必要な調査を実施することも検討すべきです。次回は、高田議員本人から事情聴取を行い、本人が希望する場合には、弁明の機会を与えることが適當だと思います。

河原崎委員長 他に意見はありますか。

阿形委員 今まで何回かやりましたけど後半、弁明書が出てくるのですが、その取り扱いをしっかりとやってないような気がします。今回の予定を見ても、9月25日弁明書提出期限になっており、議会運営委員会が次の日で対象議員への措置決定となっているのですけれども、議運ではなくてこの委員会で取り扱うのではないかと思います。弁明書が出てから非常にスケジュールがタイト過ぎると感じます。なので、議運じゃなくて弁明書が出たところでこの政倫審をやった方がいいのではないかなど思います。

河原崎委員長 14日以内に弁明書はだすのですか。その日程について説明をしていただけますか。

清水総括主任 阿形委員から弁明書の後にもう1度政倫審の開催というご発言がありましたけど、それができるかできないかはここでちょっと即答はできないんですけども、基本的にこの政倫審というの

は、処分までを決める事はないです。あくまでもこういった事実があったかどうか政倫審の基準に反する事実が「あった」「なかった」を調査して、その結論を出すというだけのものでありますと、今回の高田議員の処分といいますか措置については、この委員会で議論する話では基本的にはないということです。あくまでも処分が「あるか」「ないか」の話は、議会運営委員会、あるいは本会議になろうというふうに思います。ですので、弁明書のその内容については、ケースバイケースで判断が必要になるかとは思うんですけども、措置に関する事に影響するような弁明書は議会運営委員会での議論ということで、この政倫審についてはその事実があったか、なかったかの調査ということになります。今までの政倫審もそのような形でやってきております。回答になったのかわかりませんけど、今までの経緯はそういう形でやっておりましたので、今回もそれに倣ってスケジュールを組んだことになります。

阿形委員 前回、政倫審の最後で謝罪文を読むっていうことになって、そこでは納得したんですけども、実際は本人が読まないような謝罪文で、あの内容を見てもこれは読まないなって思いました。謝罪文を読むことがすっ飛んで、議員辞職まで行っちゃったものだから、なんか政倫審で最後に決めたことは一体何だったのかっていう疑問があったものですから、やっぱり最後も弁明書が出た時点で、政倫審でやった方がいいかなって自分は思っているわけです。

河原崎委員長 よろしいですか。阿形委員。政倫審を開いたっていうのは請求者がこういうことに疑いがあるので、これを調査してくれというような、そういう作りですよね。政倫審では、その請求者の請求したもの元に調査をするわけですよ。そこまでですよ。その調査を議長にお返しすると議長は議会運営委員会にこういう調査の結果でしたよっていうことを議会運営委員会に答申するんだよね。そして、議会運営委員会が議運の委員長をもとにこれはどうしましょうかっていう話を、議運の中で決めるっていうそういうことですよね。

阿形委員 政治倫理規程第10条の2を見ているのですけど、前回のときには(1)口頭による注意で(2)文書による注意で、次は(3)は当てはまらないということで、謝罪文を読んで注意っていう感じだったのですけれども、そうじゃなくて謝罪も読まないときには、懲罰委員会を開くっていう話になっていたのだけど、そうじゃなくて(4)に飛んじゃったのですよね。議員辞職勧告に。なので、政倫審の最後のときの謝罪文を読むっていうのが消えちゃったし、懲罰会議っていうのも消えちゃったし、何か別の方向に行っちゃったものだから、最後にみんなで言ったのは何だったのだっていう、そういう思いです。

河原崎委員長 阿形委員、よろしいでしょうか。謝罪文を読んでもらうっていう決定をここでしたわけですよね。謝罪文を読まなかつたのはご本人ですよ。いやだったから読まなかつたのですよ。それだけの話ですよね。読んでちょうだいねと言ったら、読まないよって言った……。

阿形委員 懲罰会議をやるっていうことになっていたよね。

河原崎委員長 懲罰会議じゃないよね。懲罰会議っていうのは何でしたっけ。そういう案件がここで

出ましたか。

阿形委員 本会議場で読まないときは懲罰会議だと思っていましたが……。

[「懲罰会議はなかったと思いますけど…」と呼ぶ者あり]

阿南副委員長 それは先の話であって、今日は審査請求人が来て倫理に反しているからということで我々の方に調査依頼がきたわけだ。そして調査しましょうということで、進めていく間に阿形委員が言うようなことをもう一度取り上げたらどうですか。先ほど異議なしで調査するってことになったのだから、今日は調査を進めることでいいのではないですか。

阿形委員 今日の時点はいいです。

河原崎委員長 よろしいですか。他にないようありますので、次回は高田議員からの事情聴取とそれに対する質疑応答ということでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

河原崎委員長 次回は対象議員からの事情聴取と質疑応答ということで、審査対象議員である高田和幸議員に出席要求をいたしますので、ご承知おきください。開催日時は9月2日火曜日午前9時からです。ここで皆様にお諮りします。次回の会議は高田議員への事情聴取と質疑応答になり、同議員から関係人氏名の発言も考えられます。については個人情報保護の観点から、地方自治法第115条及び御前崎市議会委員会条例第52条により秘密会で開催したいと思いますが、如何でしょうか。

阿形委員 公開の方がいいと思います。個人名が出そうにならそで秘密会にした方が……

阿南副委員長 ちょっと意味がわからない。

阿形委員 基本的には公開ですよね。

阿南副委員長 基本は公開でやっている。高田議員の発言を公開しようということですか。そこはどうなのか。高田議員の口からあれこれ言ったものが公開になっちゃう。相手もいることだから、とにかく事情聴取は秘密会にした方が無難じゃないですか。

河原崎委員長 委員会を開催していくときに高田議員に事情聴取を行うところまではいいですね。そこまではいいとして、高田議員に参考人として来ていただきます。そして、高田議員に質問をします。質疑をします。高田議員の発言のどのタイミングで個人名が出るかなんていうのは高田議員しかわからないわけですよ。だから次回は秘密会にしましょうっていう話です。最初からね。どのタイミングで出るってのがわかりますか。委員会を運営しているときに個人名が「ぽろっ」と出たらどうしますか。そこだけ消すのですか。どうやって消せますか。

阿南副委員長 阿形委員、それは無理だよ、危ない。そういうことはやめた方がいい。ここまで公開する必要はないじゃん。証人が発言するときは全部秘密会さ。何を言うかわからないから、その方が無難ですよ。

河原崎委員長 原則は公開です。だけど、どのタイミングで個人名が出るかわからない場合は、会議自体を秘密会にするしかないじゃないですか。方法が違いますか。委員長やってくださいよ。

阿形委員 わかりました。

河原崎委員長 では、次回の会議を秘密会、非公開で開催いたします。以上で本日の議題は全て終了しました。皆さんから他に何かござりますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

河原崎委員長 ないようですから、阿南副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。

阿南副委員長 それでは本会議に引き続きご苦労様でした。以上で本日の会議は終了します。

[午前11時34分閉会]

ここに会議の経過を記録して、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

委員長 河原崎 惠士